

女川原子力発電所 1 号機 第 4 回定期事業者検査の概要

1. 定期事業者検査の目的

廃止措置期間中に性能を維持すべき、使用済燃料プールや非常用ディーゼル発電機等の発電用原子炉施設（性能維持施設）について、外観検査や機能・性能検査等を行い、健全性を確認するもの。

2. 定期事業者検査の期間

2025 年 6 月 3 日からの約 5 カ月間

3. 定期事業者検査を実施する主な設備

(1) 原子炉本体

(原子炉容器の外側のしゃへい壁等)

(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

(使用済燃料プール、燃料交換機等)

(3) 放射性廃棄物の廃棄施設

(床ドレン処理系等)

(4) 放射線管理施設

(排気筒の放射線モニタ等)

(5) 原子炉格納施設

(原子炉建屋等)

(6) その他原子炉の附属施設

(非常用ディーゼル発電機等)

(7) 建物及び構築物

(放射性廃棄物処理建屋等)

(8) 原子炉補助設備

(原子炉補機冷却水ポンプ、非常用補機冷却海水ポンプ等)

(9) 発電所補助設備

(換気空調設備等)

(10) 附帯設備

(非常用照明設備)

以 上